

日放技発第387号
平成26年7月24日

文部科学省

高等教育局長 吉田 大輔 様

公益社団法人

日本診療放射線技師会

会長 中 澤 靖 夫



診療放射線技師教育における臨床実習のあり方に関する
検討会の設置について（要望）

謹啓 時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、本会の事業に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本会は国民に対する医療安全の確保、医療技術を適切に提供するための環境整備、がん対策基本法にも十分に対応すべく疾患の早期発見、早期治療に寄与する観点等を踏まえ、専門技術の向上と医療安全への推進を行っております。

さて、昨今の医療における診療放射線技師の役割は大きくなっており、国民に安全・安心な放射線診療を提供するためにも、診療放射線技師教育における臨床実習の充実は不可欠となっております。しかし、平成25年11月に神戸市にて発生した診療放射線技師法違反事件におきましても、撮影時の患者ポジショニングおよび機器セッティングも撮影行為の一部であるとされ、診療放射線技師教育において、学生間の非侵襲検査である超音波検査実習はもとより、臨床実習時の患者ポジショニング等も国家資格を有していないことから、診療放射線技師法第二条第二項及び第二十四条への違法性が指摘されております。そのため、養成校によっては臨床実習を見学に留めるところも出ていることから、本来の患者を対象とした臨床実習の目的が達成されず、将来の診療放射線技師の質の低下、また教育水準の低下を招くとの懸念が出ております。

つきましては、診療放射線技師の質の向上、教育水準の向上のためにも、各養成校の判断に任せられている臨床実習行為について、厚生労働省および文部

科学省において検討会を設置して頂き、医師、歯科医師、看護師等と同様に、一定条件下で許容される基本的な臨床実習行為の水準を定めて頂くよう要望しますので、ご検討いただきたく、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

謹白

記

1. 「診療放射線技師教育における臨床実習のあり方に関する検討会」の設置

以上

参考：

臨床実習検討委員会最終報告について（通知）

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/iryoku/1329799.htm

歯科医師卒前臨床実習についての考え方について（通知）

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/iryoku/1329880.htm

薬剤師養成のための薬学教育実務実習の実施方法について

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakuzaishi/dl/yakuzaishi-c.pdf>

看護基礎教育における技術教育のあり方に関する検討会報告書

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2003/03/s0317-4.html>